

海上コンテナの
運送事業者、運転者等のみなさん



緊締装置をロックせずに走行すると

道路交通法違反です!



コンテナを荷台に固定する緊締装置を
ロックしないで道路を走行した場
合には、道路交通法違反となり、反
則切符の告知対象となります。

※ すべてロックしなければ違反となります。

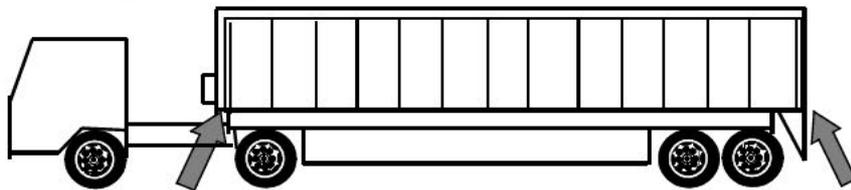
緊締装置の例（40フィート用コンテナトレーラの場合）

- ・ 前部 左右2か所にロッキングピン式の緊締装置
- ・ 後部 左右2か所にツイストロック式の緊締装置

（運転者の遵守事項） 道路交通法第71条第4号

乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行う等当該車両等に乗車している者の転落又は積載している物の転落若しくは飛散を防ぐため必要な措置を講ずること。

- 反則金 7千円（大型車）
- 違反点数 1点



ロッキングピン2か所ロック

ツイストロック2か所ロック

緊締装置がロックされていないトレーラからコンテナが転落する重大事故が発生しています。緊締装置の全ロック、安全な速度、積載重量の厳守等のほか、トレーラの挙動特性を理解した安全運転をお願いします。

長崎県警察本部